

弁護士報酬に関する基準規程

サンデー法律事務所

弁護士 木下 明彦

第1章 総則

第1条 弁護士報酬の種類及びその意義

1 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価。

2 着手金

事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価。

3 成功報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価。

4 手数料

原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価

5 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価。

6 日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価。

7 時間制（タイムチャージ）

弁護士における、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその委任事務処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額によって算出される委任事務処理の対価。

第2条 弁護士報酬の発生する場面

1 弁護士報酬は事件1件毎に発生するものとします。

2 裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。

裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。裁判上の事件は審級ごとに1件とします。ただし、同一の事実関係に基づく連続した事件の受任については、依頼者と協議のうえ、その着手金及び成功報酬金を適正妥当な額に減ずるものとします。また、民事事件の成功報酬金については、原審に引き続いて上訴審を受任した場合、最終審の成功報酬金のみが発生するものとします。

第3条 弁護士報酬の支払時期

- 1 法律相談料は相談が終了したときに支払いを受けるものとします。ただし、法律相談に基づいて事件等の依頼を受けた場合には、当該相談について相談料の支払いは不要とします（着手金の一部として算入します）。
- 2 着手金は事件等の依頼を受けたときに、成功報酬金は事件等の処理が終了したときに支払いを受けるものとします。
- 3 前2項以外の弁護士報酬は、当規程に特に定めのある場合はそれに従い、特に定めのない場合は依頼者との協議により定められたときにその支払いを受けるものとします。

第4条 複数事件及び複数当事者の場合の特則

- 1 弁護士は、一の事件について複数の依頼者から同時に依頼を受けたときは、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができるものとします。
- 2 弁護士は、複数の事件につき同時に依頼を受けたときは、各事件について、弁護士報酬を請求することができるものとします。
- 3 次の各号に定める場合に該当することその他の事情により、1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は依頼者との協議により弁護士報酬を適正妥当な金額に減額するものとします。
 - 一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通である場合。
 - 二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件などにつき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通である場合。
- 4 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号に定める場合に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができるものとします。
 - 一 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づく場合。
 - 二 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、

かつその事情を依頼者が認めた場合。

第5条 弁護士報酬の例外的増減

- 1 依頼者が経済的資力に乏しいときその他特別の事情がある場合は、弁護士は、依頼者と協議のうえ、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除するものとします。
- 2 着手金及び成功報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でない場合は、弁護士は、依頼者と協議のうえ、着手金を減額又は免除し、その減額又は免除の範囲内において成功報酬金を増額することができるものとします。
- 3 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑な場合、審理若しくは処理が著しく困難を伴い委任事務処理が膨大になる場合、長期にわたる場合又は受任後同様の事情が生じた場合は、弁護士は、上記(2)の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、弁護士報酬の額を適正妥当な範囲内で増額することができるものとします。

第6条 委任契約が中途終了した場合の清算

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、弁護士の判断に基づき、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求するものとします。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任がある場合は、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならないものとします。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了している場合は、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができるものとします。
- 3 上記(1)において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任がある場合は、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができるものとします。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していない場合は、その部分については請求することができないものとします。

第7条 消費税について

この規程に定める額は、消費税法に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものであるため、これらについては別途請求するものとします。なお、受任中に法改正により消費税率が変更された場合は、請求時の税率によって計算のうえ請求するものとします。

第2章 法律相談料

第8条 個人（事業に関しないもの）

1 初回の相談

30分迄5千円とします。30分を超過した分については、超過時間に依りて30分につき5千円の割合で計算するものとします。なお、依頼者において事前に当事務所の定める様式の書面を作成のうえ、当事務所へ送付した場合には15分相当（2500円）を割り引くものとします。

2 同一の事件に関する2回目以降の相談

事案の複雑性や特殊事情の存在を考慮し、事前に依頼者と協議（この時間は相談時間に含めないものとします）のうえ、30分につき5千円ないし1万円の範囲で割合を決め、これに基づき計算するものとします。

3 相談内容の事案について事件処理の依頼があった場合

相談料は不要とします。なお、相談料の支払いが済んだ後に、改めて当該相談内容の事案について事件処理の依頼があった場合は、その着手金から支払い済の相談料相当額を差し引くものとします。

第9条 法人又は個人事業者

1 初回の相談（30分迄）

5千円とします。なお、依頼者において事前に当事務所の定める様式の書面を作成のうえ、当事務所へ送付した場合には15分相当（2500円）を割り引くものとします。

2 初回の相談（30分超過分）及び同一の事件に関する2回目以降の相談

事案の複雑性や特殊事情の存在を考慮し、依頼者と協議（この時間は相談時間に含めないものとします）のうえ、30分につき5千円ないし2万円の範囲で割合を決め、これに基づき計算するものとします。

3 相談内容の事案について事件処理の依頼があった場合

相談料は不要とします。なお、相談料の支払いが済んだ後に、改めて当該

相談内容の事案について事件処理の依頼があった場合は、その着手金から支払い済の相談料相当額を差し引くものとします。

第3章 民事事件に関する着手金及び成功報酬金

第10条 算定基準

本規定に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象となる経済的利益の額を、成功報酬金は委任事務処理により確保される経済的利益の額をそれぞれ基準として算定するものとします。

第11条 経済的利益の額（算定可能な場合）

- 1 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。
- 2 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- 3 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
- 4 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- 5 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- 7 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- 8 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- 9 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5項、第6項、第8項及び前項に準じた額。
- 11 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- 12 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価。
- 13 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。
- 14 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。

1 5 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行の目的物の時価が債権額に達しないときは、第1項の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

1 6 雇用契約上の地位の確認を求める事件は、一年分の賃金相当額。

第12条 経済的利益の額（算定可能な場合）についての例外的増減

1 前条により定まった経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きい場合は、弁護士は、依頼者と協議のうえ、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、軽減しなければならないものとしします。

2 前条により定まった経済的利益の額が、紛争の実態や紛争の解決により依頼者の受ける実質的利益に比して明らかに小さい場合は、弁護士は、依頼者と協議のうえ、経済的利益の額を、相当な範囲で増額することができるものとしします。

第13条 経済的利益の額（算定不可能な場合）

第11条によって経済的利益の額を定めることができない場合は、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額につき、事件等の難易、軽重、手数の繁閑及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で定めるものとしします。

第14条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件及び仲裁事件の着手金及び成功報酬金

1 原則として次表のとおり算定するものとしします。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え2000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
2000万円を超え2億円以下の場合	3%+49万円	6%+98万円
2億円を超える場合	2%+249万円	4%+498万円

2 前項の着手金は、原則として最低額を8万円としします。

第15条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいいます。以下同じ。）事件及び紛争解決機関への申立事件の着手金及び成功報酬金

1 原則として前条第1項及び第2項又は第18条（手形・小切手訴訟事件）

第1項及び第2項の各規定を準用するものとします。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができるものとします。

2 前項の着手金は、原則として最低額を6万円とします。

第16条 示談交渉事件を除く契約締結交渉事件の着手金及び成功報酬金

1 原則として次表のとおり算定するものとします。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の場合	2%	5%
300万円を超え2000万円以下の場合	1.2%+2万4千円	2.5%+7万5千円
2000万円を超え2億円以下の場合	0.5%+16万4千円	1.2%+33万5千円
2億円を超える場合	0.3%+56万4千円	0.7%+133万5千円

2 前項の着手金は、原則として最低額を5万円とします。

3 契約締結に伴う契約書その他の文書の作成については、原則としてその手数料は成功報酬金に含まれるものとし、別途手数料は生じないものとします。

第17条 督促手続事件の着手金及び成功報酬金

1 原則として次表のとおり算定するものとします。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金 (手形・小切手の場合)
300万円以下の場合	2%	8% (4%)
300万円を超え2000万円以下の場合	1%+3万円	5%+9万円 (2.5%+4万5千円)
2000万円を超え2億円以下の場合	0.5%+13万円	3%+49万円 (1.5%+24万5千円)
2億円を超える場合	0.3%+53万円	2%+249万円 (1%+124万5千円)

2 前項の着手金は、原則として最低額を5万円とします。

3 第1項の成功報酬金は、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができないものとします。

4 前項の目的を達するため、民事執行事件を受任する場合、弁護士は、第1

項ないし前項の着手金又は成功報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第14条の規定により算定された額の3分の1、成功報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1をそれぞれ受けることができるものとしします。

第18条 手形・小切手訴訟事件の着手金及び成功報酬金

1 原則として次表のとおり算定するものとしします。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の場合	4%	8%
300万円を超え2000万円以下の場合	2.5%+4万5千円	5%+9万円
2000万円を超え2億円以下の場合	1.5%+24万5千円	3%+49万円
2億円を超える場合	1%+124万5千円	2%+249万円

2 前項の着手金は、原則として最低額を8万円としします。

第19条 離婚事件の着手金及び成功報酬金

1 原則として次表のとおりとしします。弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮して適正妥当な範囲内で定めるものとしします。

離婚事件の内容	着手金	成功報酬金
離婚調停事件 又は離婚交渉事件	15万円から30万円	25万円から50万円
離婚訴訟事件	25万円から50万円	40万円から60万円

2 離婚事件において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴う場合は、弁護士は、当該財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として第14条または第15条の規定により算定された着手金及び成功報酬金の範囲内で適正妥当な額を、前項により定められた額に加算するものとしします。

第20条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する事件（調停、示談交渉、紛争解決機関への申立を含みます。）の着手金及び成功報酬金

1 原則として次表のとおりとしします。弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮

して適正妥当な範囲内で定めるものとします。

着手金	成功報酬金
20万円から40万円	30万円から60万円

- 2 前項の額と、第14条（調停、示談交渉については第15条）の規定により算定された額とを比較し、多い方を着手金及び成功報酬金とします。

第21条 借地非訟事件（調停、示談交渉、紛争解決機関への申立を含みます。）

の着手金及び成功報酬金

- 1 着手金については、原則として次表のとおりとします。

借地権の額	着手金
3000万円以下の場合	15万円から40万円
3000万円を超える場合	前段の額に3000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 成功報酬金については、原則として次のとおりとします。

- 一 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額。
- 二 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定により算定された額。
- 3 弁護士は、前2項につき、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮して適正妥当な範囲内で定めるものとします。

第22条 保全命令申立事件等の着手金及び成功報酬金

- 1 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」といいます。）の着手金は、原則として第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、第14条の規定によります。
- 2 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1から3分の1の範囲内で成功報酬金を受けることができるも

のとします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、第14条の規定により算定された額の3分の1から2分の1の範囲内で成功報酬金を受けることができるものとします。

- 3 第1項の手続により本案の目的を事実上達したときは、前項の規定にかかわらず、第14条の規定に準じて成功報酬金を受けられます。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けられるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。
- 5 第1項の着手金及び第2項の成功報酬金並びに前項の着手金及び成功報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び成功報酬金とは別に生じるものとします。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、原則として最低額を10万円とします。

第23条 民事執行事件等の着手金及び成功報酬金

- 1 民事執行事件の着手金は、原則として第14条の規定により算定された額の2分の1とします。
- 2 民事執行事件の成功報酬金は、原則として第14条の規定により算定された額の4分の1を下限とします。
- 3 民事執行事件の着手金及び成功報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けられます。ただし、着手金は、原則として第14条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 4 執行停止事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、第14条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の成功報酬金を受けられます。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、原則として最低額を10万円とします。

第24条 行政上の不服申立事件の着手金及び成功報酬金

- 1 行政不服審査法上の再調査請求、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分の2とし、成功

報酬金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、第14条の規定を準用します。

2 前項の着手金は、原則として最低額を10万円とします。

第4章 刑事事件に関する着手金及び成功報酬金

第25条 刑事事件の着手金

1 原則として次表のとおりとします。弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮して適正妥当な範囲内で定めるものとします。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいいます。以下同じ。)の事案簡明な事件	15万円から30万円
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	25万円から40万円
再審請求事件	30万円から50万円

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状立証のみを必要とする事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状立証のみを必要とする事件(上告事件を除きます。)、上告事件は事実関係に争いがない情状事件をいうものとします。

3 会社犯罪事件、業務上横領事件、脱税事件の否認事件その他経済的利益の算定が可能な場合の着手金は、第1項による金額と、第14条の規定により算定された金額とを比較して大きい方の金額とします。

第26条 刑事事件の成功報酬金

1 原則として次表のとおりとします。弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮して適正妥当な範囲内で定めるものとします。

刑事事件の内容		結果	成功報酬金
	起訴前	不起訴	20万円から50万円

事案簡明な事件	起訴後	求略式命令	前段の額を超えない範囲で略式命令の内容に応じた額
		刑の執行猶予	20万円から50万円
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない範囲で軽減の程度に応じた額
前段以外の事件	起訴前	不起訴	25万円から60万円
		求略式命令	前段の額を超えない範囲で略式命令の内容に応じた額
	起訴後 (再審事件を含みます。)	無罪	50万円以上
		刑の執行猶予	20万円から50万円
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない範囲で軽減の程度に応じた額
		検察官上訴が棄却された場合	20万円から50万円
再審請求事件		30万円から50万円	

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。
- 3 会社犯罪事件、業務上横領事件、脱税事件の否認事件その他経済的利益の算定が可能な場合の着手金は、第1項による金額と、第14条の規定により算定された金額とを比較して大きい方の金額とします。

第27条 検察官の上訴取下げ等についての成功報酬金

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの成功報酬金は、それまでに弁護士として費やした時間及び執務量を考慮したうえ、前条の規定を準用します。

第28条 保釈等の着手金及び成功報酬金

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び成功報酬金は、被疑事件又は被告事件の着手金及び成功報酬金とは別に生じるものとします。その金額については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮して適正妥当な範囲内で定めるものとしま

す。

第29条 告訴、告発等の着手金及び成功報酬金

- 1 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金及び成功報酬金については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮して適正妥当な範囲内で定めるものとします。
- 2 前項の着手金については、原則として最低額を10万円とします。

第5章 手数料

第30条 裁判上の手数料

原則として次表のとおりとします。なお、経済的利益の算定については、第11条から第13条の規定を準用するものとします。金額に幅のある手数料については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び手続や事務処理に要する手数の繁閑等を考慮して適正妥当な範囲内で定めるものとします。

項目	分類	手数料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に手数料が生じるものとします)	基本	25万円に当該事件の着手金の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料は生じません)	示談交渉を要しない場合	経済的利益の額が ・300万円以下の場合 →10万円 ・300万円を超え2000万円以下の場合 →1%+7万円 ・2000万円を超え2億円以下の場合 →0.5%+17万円 ・2億円以上の場合 →0.3%+57万円
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として第15条、第19条ないし第21条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合(2段上の欄)と同額

法定成年後見、保佐、補助開始決定申立	基本	10万円から30万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判 (家事事件手続法別表第1に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		8万円から20万円

第31条 裁判外の手数料

原則として次表のとおりとします。なお、経済的利益の額の算定については、第11条から第13条の規定を準用するものとします。金額に幅のある手数料については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び手続や事務処理に要する手数の繁閑等を考慮して適正妥当な範囲内で定めるものとします。

項目	分類	手数料	
法律関係調査 (事実関係調査を含みます)	基本	5万円から20万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の内容チェック及び法的助言	基本	A4サイズの紙に通常のフォントで作成されたものを基準とし、1枚につき1万円から3万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満	5万円から10万円の範囲で経済的利益の額に応じた額
		1000万円以上1億円未満	10万円から30万円の範囲で経済的利益の額に応じた額
		1億円以上	30万円以上で弁護士と依頼者との協議により定める額
	非定型	基本	経済的利益の額が

			<ul style="list-style-type: none"> ・300万円以下の場合 →10万円 ・300万円を超え 2000万円以下の場合 →1%+7万円 ・2000万円を超え 2億円以下の場合 →0.5%+17万円 ・2億円以上の場合 →0.3%+57万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上の各手数料に3万円を加算した額
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	15000円から3万円の範囲で内容及び文字数を考慮して定める額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	3万円から5万円の範囲で内容及び文字数を考慮して定める額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言書作成	定型		10万円から25万円
	非定型	基本	遺言の対象となる財産の額が <ul style="list-style-type: none"> ・300万円以下の場合 →15万円 ・300万円を超え 2000万円以下の場合 →1%+12万円 ・2000万円を超え 2億円以下の場合 →0.3%+26万円 ・2億円以上の場合 →0.1%+66万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上の各手数料に3万円を加算した額

遺言執行 相続手続	基本	遺産の額が ・300万円以下の場合 →25万円 ・300万円を超え2000万円以下の場合 →2%+19万円 ・2000万円を超え2億円以下の場合 →1%+39万円 ・2億円以上の場合 →0.5%+139万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬が生じるものとします。
会社設立等以外の 登記申請、各種公的証明書等の交付等	申請手続	1件5万円 ただし、申請の内容や同時に申請する件数によっては依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で増減するものとします。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき千円 ただし、同時に交付手続をする件数によっては、一通あたりの手数料を適正妥当な範囲で減額するものとします。
簡易な自賠償請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額 ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。 ・給付金額が150万円以下の場合 →3万円 ・給付金額が150万円を超える場合 →給付金額の2%
その他 (上のいずれにも該当しないもの)		依頼内容を達するために必要な手続又は事務処理の内容に応じて、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で定めるものとします。

第6章 顧問料

第32条 顧問契約の内容

- 1 顧問契約に基づく弁護士業務の内容、範囲及び回数等の詳細は、依頼者と

の協議により個別に定めるものとします。

- 2 事業者については、前項の協議において、事業の規模及び内容その他事業に関わる一切の事情を考慮するものとします。
- 3 非事業者については、第1項の協議において、依頼者の経済的資力や生活状況、家族関係その他一切の事情を考慮するものとします。

第33条 月額顧問料の算定

前条により定められた顧問契約の内容及びに基づき、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で定めるものとします。

第34条 月額顧問料の一部プール制度

- 1 顧問契約に基づく弁護士業務が極めて少なかった月においては、弁護士は、依頼者と協議のうえ、月額顧問料の一部（半額を超えないものとします。）を依頼者のためにプールし、以降においてこれを月額顧問料の対象外となる着手金、日当及び手数料に充当するものとします。
- 2 前項のプール金は、最大で月額顧問料の6か月分まで累積するものとします。

第35条 顧問契約の内容及び顧問料の変更

弁護士及び依頼者は、弁護士の業務内容及び業務量に比して顧問料が不相当であると思料する場合は、顧問契約の内容及び顧問料の変更について協議するものとします。

第7章 日当

第36条 日当

- 1 原則として次表のとおりとします。

弁護士拘束時間(移動時間を含みます)	日当
半日(往復4時間まで)	1万5千円から3万円の範囲で時間に応じた額
一日(往復4時間を超える場合)	3万円から5万円の範囲で時間に応じた額

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる

ものとしします。

第8章 時間制（タイムチャージ）

第37条 時間制（タイムチャージ）

- 1 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができるものとしします。ただし、別途成功報酬金を定めることを妨げるものではないものとしします。
- 2 前項の単価は、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して定めるものとしします。
- 3 弁護士は、時間制（タイムチャージ）により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができるものとしします。

附則

2019年4月1日施行